

十和田市における短期入所生活（療養）介護サービスの継続利用の取扱いについて

◎趣旨

この取扱は、十和田市における短期入所生活（療養）介護サービス（以下「短期入所サービス」という。）の継続利用の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

◎必要手続

短期入所サービスを要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えて利用しなければならない場合には、保険者に申請（第一号様式）し、給付の確認を受けるものとする。

- 1 有効期間のおおむね半数を超えて利用しなければならない場合には、保険者にその旨申請するものとする。（第一号様式）
その際、ケアプラン一式も添付するものとする。
- 2 申請があった場合に、保険者は、給付の確認を検討し、その結果を通知するものとする（第二号様式）。
- 3 次期有効期間において同様におおむね半数を超えて利用しなければならない場合は、再度申請するものとする。

◎その他

申請者は、短期入所サービスの適切な利用を確保するため、短期入所サービスの継続利用を早急に解消する努力をするものとする。

附則

この取扱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。